

報告

カーテン工科大学アカデミック・オフィス駐在報告書

2001 年 12 月 10 日

橋本紀子

はじめに

2001 年 7 月 17 から 10 月 12 日までアカデミック・オフィスに駐在した。その間の活動報告を駐在目的(1、衛生学部 of 両性平等と性に関する教育方法について知る 2、それに関連する教材、資料の収集 3、オーストラリアの文化と人々の生活について知る)に即して行いたい。

時系列の活動メモ-----資料1も参照

1. 衛生学部の大学院ゼミに参加

○ International Health ゼミに参加

このゼミは発展途上国の健康問題を視野に入れてなされており、参加者もジンバブエ、ケニア、ミャンマー、タイ、フィリピン、インド、コロンビア、イラク、インドネシア、日本、アボリジニの人も含むオーストラリア人と、国際色豊かであった。

私は 2 週目の 7 月 30 日に日本のジェンダー問題をジェンダー統計に基づいて、プレゼンテーションした。ゼミ担当者のジェニー・コリンズ及び参加者と交流を深めることができた。

○ Health Promotion Methods ゼミに参加-----資料2

このゼミは木曜日の夕方 5 時から 8 時までで、参加者の大部分はオーストラリアの社会人。内容は、主に同国に急速に広がっているドラッグや、HIV/AIDS 問題とセクシュアリティの教育についてである。ここでは、教育方法の他に教材や教具について参考になるものがあった。家族計画協会ですぐに入手したものもある。

私は 9 月 20 日に日本の性教育と男女平等教育の現状についてプレゼンテーションをした(高校生の飲酒、喫煙状況、ドラッグ利用、性交経験率、日本人の HIV 感染状況とその特徴、1980 年以降の性教育、平等教育の歩み、文部省の見解と教師の取り組み、教材の開発の歩み、自作の絵本の紹介など)。かなり、ゼミも進み、みんなと親しくなっていたことと、ハーマンさんと、ひろこさんと私という世代の違う日本人参加者がいたことなどから、話は盛り上がった。国際交流という点では、良かったと思う。

2. 性教育のカリキュラム、教材、資料の収集 (パースにて)

1) 収集先

・ Dr.ドナクロスと会う

西オーストラリアの性教育カリキュラム、教材の最新版を入手。

関係者を紹介してもらう。

- ・教育委員会と保健センターのそれぞれにジョンとサンドラを訪ねる。

情報交換(日本のジェンダー統計、英文パンフをあげる)をして、資料を収集する。

いろいろな機関や、人物の情報も入手。

- ・家族計画協会の図書館

性産業に関する法と関連資料入手、性教材購入。

- ・教材センター

保健の教科書など

- ・大学図書館、カーテン、マードックなど

- ・アップル・クロス高校での性教育参観と性教材収集

(性暴力と避妊の授業)

2) 主な収集物

- ・性教育に関するカリキュラム枠組み、教科書、ワークシート、ビデオ、ポスター等の教材

- ・性産業に関する議論と法律についての資料

3. 学部内の研究交流と宣伝

- ・オフィス前の掲示板の活用

院生の論文要旨や、英文論文 3 本、ジェンダー統計パンフなどを貼ったり、提げたりした。持って行く人、訪ねてくる人、黙って見ていく人などがいたので、少しは、宣伝と、交流にはなったのではないかなと思う。

- ・スタッフ・ルームでの交流、院生を交えたティパーティーなどへの参加

- ・学内の講演会や図書館の講習会参加

- ・ジェニイやクラスメイトとの交流など。

4. 男女平等に関する集まりへの参加、関係機関の訪問、資料収集

- ・メアリ・ホワイト(雇用機会均等委員会)、リンダ・リチャードソン(女性政策委員会)を訪ね、資料入手。

- ・W.A 女性のワークショップに参加(9月13日、カーテン大にて)

- ・政府刊行物ショップ(キャンベラにて)

- ・シボン・オースティンが、10月10日アカデミック・オフィスを訪ねてくる。

(カーテン大経済学部教授、女性のワークショップ主催者、両国のジェンダー統計や問題について情報交換)

- ・ベブ・シーレ(マードック大女性学担当)に会い、情報交換。10月11日。

5. オーストラリア3都市(シドニー、キャンベラ、メルボルン)での調査

9月21日～29日に、州立図書館、オーストラリア国立大学図書館、同法学部図書館、国会図書館、政府刊行物ショップ等で資料収集をする。内容分析は、未だ十分ではないが、そこでの資料を利用してオーストラリアの性産業について短文をまとめた-----資料3

6. オーストラリアの文化と人々の生活

パースの美しくひろびろとした環境と車社会の快適さを満喫したが、その他に友達をつくっていろいろなことに参加してみた。

例えば、ワイナリーを訪ねたり、コンサート、オペラなどにアパートの隣人で行ったりして彼らの楽しみ方を知った。また、農協主催のアグリカルチャ・ロイヤル・ショウにも参加。初期移民の農民たちの大変だった頃のことと、現在では、最も豊かに暮らしているようだということなども農場所所有者の友人の話から知ることができた。

それから、パースだけではなく、他の都市でも博物館、美術館、動物園、教会、図書館、国会議事堂などを見学。これまで、見たことのある北欧や東欧のそれらを思い浮かべるとき、この国のオリジナルな文化はアボリジニのものだけではないかという感想をもった。その他、暮らしの中では、いろいろ感じる場所があった。

おわりに

駐在中の生活のさまざまな面に対して、所長はじめ現地スタッフの方々には大変お世話になった。全く地理のわからない私が短時日で、車を乗り回して、あちこちに資料探しに出かけられるよう、最初はつきっきりで教えていただき、また、アンセットの倒産などのハプニングがあったにもかかわらず、3都市への調査ができたことに、深く感謝する。帰国後、少しずつ資料の読みと分析を進め、その結果を発表しつつあるが、もっと、本格的に取り組まなくてはと思っている。さらに、ジェニー・コリンズの来日計画には協力したいと考えている。

以上

資料1:オーストラリア駐在中の活動メモ

7 / 17 (火)	オーストラリア、パース着
/ 23 (月)	カーテン大学新学期始まる / Internarional Health ゼミに参加
/ 26 (木)	Health promotion methods のゼミに参加
/ 30 (月)	International Health のゼミで日本のジェンダー問題のプレゼンをする
/ 31 (火)	Dr.ドナ・クロスに会う
8 / 2 (木)	Dr.ドナ・クロスから資料をもらい、教育委員会の Jon と保健センターの Sandra を紹介される
8 / 3 (金)	Family Planning の図書館に行く
8 / 9 (木)	Dr.Sandora に会う (保健センターで)
8 / 10 (金)	Jon・Givson に会う (教育委員会で)
↑ ↓	ゼミ参加、資料集め、原稿書き
8 / 31 (金)	アップルクロス高校で性教育参観… Jan Micell の授業 (性暴力)
9 / 3 (月)	アップルクロス高校で性教育参観… (避妊)
9 / 12 (水)	メアリ・ホワイト (雇用機会均等委員会) に会う リンダ・リチャードソン (女性政策委員会) に会う
9 / 13 (木)	WA 女性のワークショップに参加。13:00 ~ 17:00 (於カーテン大学)
9 / 20 (木)	Health promotion ゼミで、日本のジェンダー、性教育の現状についてのプレゼンをする
9 / 21 (金) ~ 29 (土)	シドニー、キャンベラ (国立オーストラリア大学)、メルボルンへ調査旅行
10 / 10 (水)	シボン・オースティン (カーテン大学経済学部教授) に会う
10 / 11 (木)	ベブ・シーレ (マードック大学・女性学) に会う
10 / 13 (土)	帰国

資料2: Health Promotion Methods ゼミ

パース市にあるカーテン工科大学衛生学部の大学院では、木曜の夕方 5 時から 8 時までヘルス・プロモーション・メソッドのゼミが行われていた。このゼミは性、家族計画、HIV/AIDS、ドラッグ（喫煙、アルコールも含む）に関する実態、情報を押さえた上で、これらの予防教育を学校や地域でどのように展開していくかを具体的な場面を設定したり、実際に最近現場で使われている教材の紹介をしたりしながら行われていた。次に、そのいくつかを紹介しよう。

*ドラッグの現状と予防教育

ドラッグと聞くと私たち日本人の多くは、覚せい剤など違法な薬だけをイメージするが、ここでは、タバコやアルコールも含めて扱われていた。この点について担当のブルース・メイコックは、それは、ドラッグに関連した死亡者数と国民が費やしている費用のうち圧倒的に多いのはタバコとアルコールであるということによると説明していた。

確かに、国民にタバコやアルコール、マリファナの常用者は多く、12 歳から 17 歳までの子どもたちでも大麻を一度も吸ったことがないというものが 40 %ほどしかないという状況である。ゼミでは、各人のドラッグに関する知識や経験が出されていたが、そのような状況を反映して、オーストラリアの院生たちはドラッグの効能、影響などかなり良く知っていた。資料も、さまざまなドラッグの詳細な説明をしているものから、学校や地域で使用しているパンフレットやワッペン、ビデオなど具体的に利用できるものの紹介がなされていた。ビデオのなかには、美しい山のある地域で、住民が登山で怪我をしたり、転落死をしたりするので、登山を禁止し、入れないように柵をつくった。しかし、みんなは山に登りたくてあちこちの柵を壊して、中に入っていくという比喩的なストーリーのアニメなどもあった。もちろん、この山は、ドラッグのことであるが、人間の欲望を押さえ、健康を促進するためには、法律による禁止だけでは効果がないことと、教育の重要性を訴えるものとなっていた。このような、おもしろいビデオがいくつか紹介され、参加院生の活発な議論が行われていたことが印象的であった。

*ロールプレイを取り入れた HIV/AIDS 教育

90 年代はじめには年間 5000 人もの HIV 感染者が出たというオーストラリアは、この 10 年間 AIDS 予防教育やそのキャンペーンに力を注いできた。前回紹介した教具、バナナ型ペニスも学校などで実際に使われているものである。ゼミのこの部分は、インターナショナル・ヘルスを担当するジェニー・コリンズによるものだったが、その教育方法では具体的な場面設定やロールプレイが注目された。例えば、みんなが AIDS の検査を受けたとして、その中の誰かが感染していることを、ジェニーがみんなの周りをまわって伝える、あるいは検査結果の用紙を受け取るなどの場面が設定される。そこで、待っている間の気持ちをみんなに表現させたり、感染している、または、いないと分かった時の気持ちを各人に言わせるなどをしていった。こうすることで、この問題を臨場感をもって考えることができる。実際、私自身も結果がわかるまでの待ちの時間はなんだか重苦しい気分になっていた。

また、HIV ウイルスが皮膚から進入し、T4 細胞に入り込み、その中で増殖し最終的に T4 細胞を破壊するまでを、みんなで役割を分担してロールプレイするというのもあった。ジェニーは衣装や小道具もいろいろ揃えていて、昼間、学校や保健所などで、働いている院生たちも含めて盛り上がった。このように、実際に現場で利用できるスキルの教育が取り入れられていたが、これ

は、地域保健活動にも及んでいた。

＊地域を想定してのヘルス・プロモーションの戦略づくり

翌週ジェニーは、西オーストラリア・エイズ委員会で、地域保健指導に携わっている女性をゲストに招いたが、彼女は、オーストラリアの田舎における性的健康と HIV 予防計画普及のための方策について語ってくれた。国の HIV 戦略では、主要な対象グループとして、アボリジニなどのマイノリティグループや青年、注射覚せい剤の常用者などをあげている。そこで、現状についての講義のあとに、3 人一組でそれらのグループや地域設定を書いた用紙を渡された。渡された条件にそって3人が議論し、そこでの戦略を考え、具体的な手順を計画し、さらに、その結果についての評価基準を模造紙に書き込んで、それを説明しながら意見交換するというようなものであった。

私のグループのシナリオはアボリジニでかつオーストラリア最北端のケープ・ヨーク半島とニューギニアの間の島民である人々を対象とするものであった。詳しく説明する紙数はもうないが、簡単にいえば、その対象地域は 3000 人ほどの人口で、飲酒やマリファナ、注射覚せい剤常用者が多く、他の成人病もあるなど問題山積の地域である。ここは、保健センターからは 160km も離れた不便な地域で、より近いサービスセンターでも 60km も離れていて、そこにはアボリジニの普通の職員が一人いるだけで、ほとんどいないことが多いところである。

しかし、村には 14 歳から 18 歳の若い母親の大きな集団があって、村の地域看護婦がこの集団に対して、技術職業教育コース (TAFE) を超えた保健部分をいれて運営してきた。また、村には、小さな診療室のついている新しい教育センターがある。最近、この村から先天性梅毒の事例があったということが病院からの情報で判明。再発防止のためには、この地域の健康戦略をどのように立てるかというものである。

私が最初に思ったのは、この若い母親の夫たちの教育であったが、結婚しているのは少なく村の年輩の男たちが少女たちを妊娠させてしまうらしい。だから、一足飛びにはいかないことなどもわかった。このように、このゼミは全体的にオーストラリアの文化と実情に即した実践的な内容が盛り込まれていて、日本の性教育に対しても示唆的であった。

(季刊『セクシュアリティ』7号 pp.156-158 掲載)

資料3: オーストラリアの性産業

連載の最後に、オーストラリアの性産業について、私の入手することのできた資料を基に紹介することにしよう。

* 州によって異なる対応

オーストラリアは6つの州と2つの地区からなる連邦国家である。したがって、売春への対応も州によって異なるが、90年代の初頭までは、街娼としての仕事と、売春宿での仕事内容にさまざまな、規制があり、売春女性に対する警察の取締りが行われていた。

例えば、しつこく勧誘したり、街をうろつく街娼は禁止という州もあれば、売春宿を強制閉鎖して、逆に街娼を増加させてしまった州、エスコート・エージェンシーの派遣業務は認め、マッサージ・パーラーでの性的サービスは禁止とする州など。しかも、ビクトリア州とニュー・サウス・ウェールズ州をのぞけば、売春客は罰せられない。法律が実際に施行されるのは、警察権力を通じてであったから、いつでも売春女性が取締りという名の嫌がらせを警察から受けていた。

売春をどのように法的に扱うかについて、80年代末から90年代初めにかけて、各州とも様々な議論と模索をしてきた。多くの州では、警察の代表、売春女性たちの代表、教会、有識者、性産業関係者、住民代表などによる会議が行われた。法律家たちは自由主義国家として性の売買に関しても、自由を保障しようという側面と、売春に伴う迷惑行為を取り締まれという住民側の要求をどの様に調和させるかという問題に直面した。それに、HIV/AIDS感染者の急速な増加が加わって、売春はAIDSの感染源としても人々の関心を集めるようになり、それまで、売春行為を犯罪として取り締まってきた州でも、法自体の見直しへと進むことになった。

この段階では、全体として、売春の合法化、非犯罪化の方向が打ち出された。しかし、売春の広告、募集、強制や脅迫による売春など、性産業における人権侵害の部分は取締りの対象にするというものである。これは、女性が一人で売春をしているだけではなく、海外のシンジケートから送り込まれたり、いわゆるヒモがいたりなど組織的な性産業の一部に組み込まれていることもあり、そこに対する規制がほとんどされていないと言うフェミニズムの側からの指摘もあったことによる。

当時の論文には、社会福祉の改善によって、売春への要求を減少させること、とりわけ、女性の職業選択の増大と雇用機会の拡大を図るような施策がとられるべきであるという点が強調されていた。さらに、法や政策を変えるだけでは不十分で、売春に対する世論を変える教育プログラムもまた必要だと指摘されている。

* 売春を法制化する

上記のような議論を受けて、90年代の初めには、いくつかの州では、売春を合法化したり、売春禁止政策を反映しているような法律を廃止したりした。すでに、当時、ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州、北部地域などでは、改革は始まっていた。

また、HIV、違法ドラッグ、売春に関する立法議会委員会の報告書では、売春は免許制度を通じて非犯罪化、合法化すべきだと述べていた。これらの動きを受けて、“売春法案1992”が立法議会に提出された。この法案では、HIV/AIDSを含む性感染症の予防を全面に出した公衆衛生上の観点と、性産業で働く労働者、主に売春女性の福祉の観点からさまざまな、条文が作成されている。つまり、売春の非犯罪化は、セックス・ワーカーたちにも他の産業における労働者と同

じ業務中の健康と安全や保護、保障の権利を認めることになるので、それに対応した条項が必要となったのである。

この問題は、各州だけではなく、連邦政府にとっても重要課題であった。連邦司法長官の常設委員会(SCAG)は、1990年に基本刑法コード構築をめざし、会議を重ね、92年12月に最終報告書を提出した。94年に連邦政府と州政府の首相会議で基本刑法コードプロジェクトを国家的重要事項の一つとして確認した。こうして、最終報告書中の勧告部分は、95年3月にオーストラリア連邦議会を通過した。

上述の SCAG は基本刑法コード構築を具体的にすすめるために93年以降置かれてきた基本刑法体系専門家委員会(MCCOC)に、“性的奴隷”を扱う法律を立法化するために連邦からの提案をするように要請した。つまり、セックス・ワークが強制や脅かしによって行われることを防ぎ、セックス・ワーカーを保護することを目指して作られる法律である。連邦提案の法律は一般的な奴隷に対する法律の一部として、また、これに依拠して作られるもので、現代刑法体系の一部を構成するものとされた。したがって、“性的奴隷”の条項は基本刑法体系の中では、第9章 人権侵害の第1節 奴隷と性的奴隷の項で扱われている。さらに、連邦の提案にはこの問題に関する州法と連邦法の組み合わせや補足も含まれていた。

公聴会のための討議資料として、MCCOC は“性的奴隷”についての提案(The“Sex Slavery” Proposal)や、法的に留意すべき基本条項をあげている。ここでは、性産業の一部には発展途上国の貧しい地域から集められた子どもや若い女性も含まれており、前借金によって奴隷的な状態で働かされているという認識が示され、奴隷的な状態で売春業務につくように国内外から人を募集したり、雇ったりする行為は犯罪であるとしている。

さらに、セックス・ワーカーが奴隷的条件で働くということの定義を6点にわたってあげている。例えば、その雇用を終わらせる自由が全くないか、あるいは適当な時期、期間内に終わらせる自由がないという場合、特定の人や人たちへの性的サービスを断る自由がない場合、本人の承諾なしに雇用主が変わる場合など。

2000年には、オーストラリアの性産業における職業上の健康と安全という副題をもつ仕事のガイドがオーストラリア・エイズ団体連合によって作られ、雇用主や顧客への要求も含めて具体的な仕事の場面でのアドバイスがなされている。

以上のように、オーストラリアの性産業は、HIV/AIDSの登場と国際的な人権擁護運動の高揚などを背景に大きく変化してきたこと、州によってこの問題への対応には違いがあるということなどが知られる。

(季刊『セクシュアリティ』8号 pp.164-167 掲載)